

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 肥料の検査結果の公表
公有水面の埋立の承認
国有財産の公用廃止
土地改良区の設立認可
土地改良区の役員の就任及び退任
- ◇公安規則 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則の一部改正
- ◇公安告示 聴聞会の開催

（四月分）

肥料の種類

苦土過りん酸

第一種複合肥料

保証票添付者

株式会社多木製肥所

室燐加肥料工業株式会社

鳥取県中央農業協同組合連合会

鹿野農業協同組合

検査点数

うち不合格点数

一

一

一一

〇

六

〇

四

二

告示

鳥取県告示第百六十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十六年四月から十二月までに実施した次の肥料の検査結果を同条第五項の規定により公表する。

昭和三十七年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

魚かす粉末
(五月分)

花見農業協同組合
長瀬農業協同組合
成美農業協同組合
小鹿農業協同組合
倉谷 久

九 一 一 一 一

○ ○ ○ ○ ○

尿 素

塩化アンモニア

第一種複合肥料

協和醸酵工業株式会社
徳山曹達株式会社
窒磷加肥料工業株式会社
浅津農業協同組合
下郷農業協同組合
倉谷 久

五 一 一

○ ○ ○ ○ ○

魚かす粉末
(六月分)

第一種複合肥料

第一種複合肥料

鳥取県中央農業協同組合連合会

大成農業協同組合

栄 農業協同組合

浦安農業協同組合

上小鴨農業協同組合

九 一 一

○ ○ ○ ○ ○

三 二 二 一

○ ○ ○ ○ ○

(七月分)

硫酸アンモニア

第一種混合りん肥

第一種複合肥料

宇部興産株式会社

西武化学工業株式会社

日産化学工業株式会社

住友化学工業株式会社

三菱化成工業株式会社

ラサ工業株式会社

倉谷 久

(八月分)

硫酸アンモニア

重過りん酸石灰

第一種複合肥料

宇部興産株式会社

日産化学工業株式会社

小野田肥料株式会社

神島化学工業株式会社

新日本窒素肥料株式会社

五 一 一

○ ○ ○ ○ ○

一 一 一 一

○ ○ ○ ○ ○

一 一 一 一

○ ○ ○ ○ ○

一 一 一 一

○ ○ ○ ○ ○

一 一 一 一

○ ○ ○ ○ ○

二 一 一 一

○ ○ ○ ○ ○

魚かす粉末 (九月分) 倉谷 久

硫酸アンモニア 宇部興産株式会社
重過りん酸石灰 株式会社多木製肥所
第一種複合肥料 窒磷加肥料工業株式会社
鳥取県中央農業協同組合連合会
下北条農業協同組合

なたね油かす粉末 日華製油株式会社
蒸製骨粉 吉川製肥所

(十月分) 窒磷加肥料工業株式会社

第一種複合肥料 鳥取県中央農業協同組合連合会
高城農業協同組合
小鴨農業協同組合
倉谷 久

魚かす粉末 (十一月、十二月分) 三菱化成工業株式会社
硫酸アンモニア 宇部興産株式会社

倉谷 久

塩化アンモニア 徳山曹達株式会社

旭硝子株式会社

過りん酸石灰 住友化学工業株式会社

第一種複合肥料 三菱化成工業株式会社

日産化学工業株式会社

小野田肥料株式会社

窒磷加肥料工業株式会社

石原産業株式会社

鳥取県中央農業協同組合連合会

魚かす粉末 鳥取県中央農業協同組合連合会

倉谷 久

鳥取県告示第百六十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二

条の規定に基づき、昭和三十七年三月十四日次のとおり
公有水面の埋立の承認をしたので、同法同条第三項にお
いて準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十七年三月二十日

六

一

一

八

四

三

一

一

七

一

一

七

一

一

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の場所 岩美郡岩美町大字田後才谷地先水面

(関係図面は鳥取県土木部管理課に保

存)

二 埋立の面積 三七、五七平方メートル

三 埋立の目的 避難港整備の要請に基づく防波堤築造
工事を施行するにあたり、堤体コンク

昭和三十七年三月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 加藤伊勢松 西伯郡会見町田住九四一ノ一
 吉持 友茂 六三六
 浅田 政治 天万四一七
 新井 高一 宮前一五四
 竹内 鉄造 天万三九七ノ一
 三鴨 富繁 宮前四九三
 岡田 滝雄 市山二三八
 山中 為明 四一五
 中原 寿人 宮前二四七
 細田 為文 朝倉一五五
 山中 時雄 市山四三七
 赤井 操 朝倉五九七
 監事 吉江 真澄 宮前三三三
 岡田 勲 市山二五一

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉持 友茂 西伯郡会見町田住六三六
 加藤伊勢松 九四一ノ一
 永江 弁 宮前三七一
 加藤 亮 三一〇
 岡田 滝雄 市山二三八
 山中 時雄 四三七
 岡田 茂義 四三七
 細田 為文 朝倉一四五
 長岡 音市 宮前一九四ノ一
 浅田 政治 天万四一七
 新井 高一 宮前一五四
 赤井 操 朝倉五九七
 監事 小林 亮之 田住四三五
 岡田 勲 市山二五一

昭和三十七年二月一日総選挙の結果当選し二月八日就任、任期二年

鳥取県告示第百六十六号

次の土地は、昭和三十七年三月十二日から公用を廃止した。

昭和三十七年三月二十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又はは品目数量(坪)

八頭郡智頭町大字智頭字吉ヶ原六 道路敷 一七、〇〇

九九番地一地主先 水路敷 八、四六

同 所 水路敷 八、四六

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第百六十七号

昭和三十七年一月二十五日付けで鳥取市西里仁太田友治ほか十四人の者から申請のあつた西里仁土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を

リート型枠組立場への連絡道路を造成のため。

審査した結果、これを適當と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年三月二十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写
- 二 縦覧に供する期間

昭和三十七年三月二十日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

鳥取県告示第百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十項の規定により、賀野村中の谷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

鳥取県公安委員会規則第一号

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則(昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「所属長を経由して本部警務課長」を「警察本部においては、所属長を経由して警務課長に、警察署においては署長」に改める。

第七条及び第八条中「本部警務課長」を「警察本部警務課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年三月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 鳥取地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年四月四日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市徳尾三九九の二 小谷 吉雄

東品治町六の一〇 渡辺 憲寿

八頭郡八東町徳丸一、六三五 井上藤太郎

日下部一六二 西川 是仁

気高郡気高町宝木七五六 土肥 収

二 倉吉地区

鳥取市中大路七七

山崎美貴雄

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年四月五日 午後一時から

倉吉市明治町 倉吉警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡東伯町浦安二、二二〇の一 宮平 政雄

倉吉市円谷二〇八 水谷 昌夫

宮川町一五六 清水 洋

三 米子地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年四月十一日 午後一時三十分から

米子市万能町 米子警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村富吉一、〇八八 吉田 実

淀江町佐陀一二三 生本 正春

米子市尾高町一一四 越河 勇

日野郡日南町中石見四一三 石田 章

米子市大篠津町一、七四五

安田 周平